

議会運営等支援業務委託  
【単価契約】【長期継続契約】

仕 様 書

# 議会運営等支援業務委託【単価契約】【長期継続契約】仕様書

1 件名 議会運営等支援業務委託【単価契約】【長期継続契約】

2 履行場所 酒田市役所

3 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

本業務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、委託者は、翌年度以降において、この契約にかかる歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除された場合は、この契約を解除することができる。

4 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 業務内容 以下の【1】から【5】の業務とする。

【1】会議録調製製本及び検索システム用データ作成

【2】委員会会議録調製

【3】会議録検索システム（ASP版）

【4】議会映像インターネット配信

【5】議場等音響・映像システム

(各業務の詳細については下記のとおりとする。)

6 委託料（年額）の算定方法

以下の【1】から【5】を合算して総価とする。

【1】会議録調製製本及び検索システム用データ作成

委託料は、それぞれ以下のとおり算定すること。

①会議録本文	1 ページ当たりの単価×年間想定ページ数 (1,300ページ)×納品部数(5部) ※うち2部は原本、残り3部は配付冊
②巻末参考資料	1 ページ当たりの単価×年間想定ページ数 (800ページ)×納品部数(5部) ※うち2部は原本、残り3部は配付冊
③検索システム用データ	1 ページ当たりの単価×年間想定ページ数 (1,300ページ)

## 【2】委員会会議録調製

委託料は会議記録時間数に1時間当たりの契約単価を乗じて算定するが、会議記録時間数に端数が生じたときは、30分以下については0.5時間とし、30分を超え60分未満については1時間とする。また、年間想定会議記録時間数は70時間とする。

## 【3】会議録検索システム（ASP版）

1か月当たりの会議録検索システム整備に係るサービス料に12月を乗じて算定する。

## 【4】議会映像インターネット配信

委託料は、それぞれ以下のとおり算定する。

①映像配信システム使用・保守委託料	1か月当たりの単価×12月
②録画配信用データ作成料	1リンク当たりの単価 ×年間想定リンク数（100リンク）

## 【5】議場等音響・映像システム

委託料は、それぞれ以下のとおり算定する。

①議場等音響・映像システムリース料	1か月当たりの単価×12月
②議場等音響・映像システム保守点検委託料	1回当たりの単価×2回

## 7 業務完了報告書等の提出

【1】会議録調製製本及び検索システム用データ作成及び【2】委員会会議録調製については成果品納入毎に、【3】会議録検索システム（ASP版）及び【4】議会映像インターネット配信、【5】議場等音響・映像システムリース料については月毎に、業務完了報告書を提出するものとする。ただし、【5】議場等音響・映像システム保守点検委託料は、点検毎に業務完了報告書を提出するものとする。

## 8 委託料の支払方法

【1】会議録調製製本及び検索システム用データ作成及び【2】委員会会議録調製については、成果品納入毎に支払うものとする。

【3】会議録検索システム（ASP版）及び【4】議会映像インターネット配信、【5】議場等音響・映像システムリース料については、月毎支払うものとする。ただし、【5】議場等音響・映像システム保守点検委託料は、点検毎に支払うものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出するものとし、委託者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。

## 【1】会議録調製製本及び検索システム用データ作成

### 1 業務内容

#### (1) 会議録調製製本

##### ① 概要

本仕様の【4】議会映像インターネット配信により本会議の会議状況を収録した映像データ(議会映像インターネット配信業務のデータ)をもとに反訳作業を行い、会議録を以下の仕様により印刷製本する。

また、代表質疑と一般質問の粗出し原稿は、映像データ及び関係書類受領の日から土日祝日を除いた7営業日以内に、メールにより議会事務局(以下「事務局」という。)に提出する。

##### ② 会議録本文の仕様

ア A4判、写植、文字11ポイント、21字×38行×2段

イ 紙質：上質紙35kg

ウ 納品部数：5部(うち原本2部)

エ 本文の完成稿データは、Wordデータ及びPDFデータをCD-Rに保存し納入

##### ③ 巻末参考資料の仕様

巻末参考資料は、事務局にて作成した最終形のPDFデータを受託者が紙に出力して、本文と合冊で製本。なお、カラーページを含む場合は該当ページをカラーにて印刷。

#### (2) 検索システム用データ作成

##### ① 概要

上記(1)において記録化された原稿データをもとに会議録検索システム「Discuss」用データを作成し、検索システム画面上への公開をもって納品とする。なお、データ作成にあたっては、検索結果において表示する必要があるため、会議録のページ数も入力すること。

#### (3) 共通事項

##### ① 納入時期

成果品は、次期定例議会前の事務局が指定する日までに納入する。

##### ② 業務委託する会議の範囲

令和8年1月から令和12年12月末までの期間における会議とする。

ただし、令和8年1月から3月までの映像データは委託者が提供するものとする。

## 【2】委員会会議録調製

### 1 業務内容

事務局が送付する委員会の会議状況を記録した音声データをもとに反訳をし、会議録を下記の仕様により作成する。

### 2 納品

Word形式によりファイルを作成し、メールにより事務局に提出する。

### 3 反訳する委員会会議名

3 常任委員会、各種特別委員会、その他事務局が別途指定する会議。

### 4 校正

校正による原稿修正は事務局側で行う。

### 5 納入時期

成果品は、事務局から音声データを受領した日から起算して25日以内に納入する。

また、議場で行う予算・決算特別委員会の粗出し原稿は、映像データ及び関係書類受領の日から土日祝日を除いた7営業日以内に、メールにより事務局に提出する。

## 【3】会議録検索システム（ASP版）

### 1 業務内容

本会議の会議録をデータベース化し、インターネットを利用した会議録の検索・閲覧システムを利用できる環境（ASP方式）を整備する。

（1）会議録検索システムはNTT アドバンステクノロジー社製の「DiscussNetPremium」を利用すること。

（2）本検索システムの稼働環境はASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）方式とする。

（3）システムの運用に必要なサーバ等ハードウェア及びソフトウェアについては、受託者が用意し、サービスを提供する。

（4）サービスについては、通年24時間運用を原則とする。ただし、メンテナンス等システムの停止を必要とする場合には、事務局に事前連絡の上、行うものとする。

（5）システムの障害については速やかに対応し、発生原因等を調査の上、速やかに事務局へ報告すること。

（6）契約期間中に機能等が改良された場合は、速やかに最新のバージョンにて運用するものとし、これに係る経費については受託者が負担すること。

- (7) 受託者は、検索システムの画面構成及び機能に関して事務局の要請により変更を行うこと。ただし、本業務の目的に沿った軽微な変更に限るものとし、これに係る経費については受託者が負担すること。
- (8) 画面デザインについては、初めて利用する住民向けに機能説明はじめ、わかりやすく簡易な画面を作成すること。また、議会ホームページとのデザインの整合性を図ること。

## 2 検索システムの機能

### (1) 検索機能

- ① 超高速全文検索エンジンを使用すること。
- ② シソーラス辞書（法令・経済・公共用語、企業名用語、機関・団体名用語、時事用語、他国会標準用字例の表記をカバー）を搭載すること。
- ③ 期間検索（年/月/日からの検索）ができること。
- ④ 会議録全文を対象にしたフリーキーワード検索ができること。
- ⑤ 発言者名選択機能（議長、質問者、答弁者等）を有すること。
- ⑥ 同義語辞書検索ができること。
- ⑦ 選択検索（本文、目次、名簿、議題等検索範囲を指定して検索）ができること。
- ⑧ 組み合わせ検索（期間、キーワード、発言者等、検索範囲の組み合わせで検索）ができること。
- ⑨ 事務局が設定するトピックスからの検索及びよく検索されるキーワードの自動表示ができること。

### (2) 表示・出力機能

- ① 検索結果一覧を表示できること。
- ② 目次から本文にジャンプできること。
- ③ 一日の会議をスクロール表示できること（日程単位に表示）。
- ④ 発言者毎に表示でき、さらに画面を二分割（上下・左右）して、質問者と対応する答弁者を同時に表示できること。
- ⑤ 本文画面左側には一日の発言者を表示し、各発言者の冒頭には実際の会議録冊子のページ数が表示されていること（実際の会議録と整合性がとれていること）。また、検索条件に該当した発言者のみ表示切替ができること。
- ⑥ 会議録本文の文字サイズ拡大/縮小が可能であること。拡大/縮小率は委託者と協議し、適切な設定とすること。
- ⑦ 一日のうち、選択した発言者のみ別画面に表示ができること。
- ⑧ 表示している会議録のダウンロード、印刷ができること。
- ⑨ 指定した発言者の発言集が作成できること。

### (3) 職員用管理画面について

- ① 住民向け画面と各種編集機能を搭載した職員用管理画面の2つを別アドレスにて用意し、職員用管理画面については、パスワード・IDでログインできる画面を用意すること。
- ② 利用統計（日別、月別、年別のアクセス数）の閲覧ができること。また、ログ情報のテキストダウンロードができること。
- ③ DiscussNetPremiumを導入している自治体（概ね250自治体以上）を横断的に検索可能であること。

### 3 データ整備・納品

- (1) 過年度データ（昭和49年1月臨時会から令和7年12月定例議会までの会議録データ）を、本契約開始から2か月以内に検索可能な状態にすること。
- (2) 会議録の検索・閲覧の本稼働は、本契約開始から2か月以内に検索・閲覧可能な状態にすること。
- (3) 受託者は、データのバックアップを定期的に作成し、適切に管理すること。また、事務局が求めた場合、又は本業務を終了する際は、速やかに当該データを事務局に送付すること。

### 4 セキュリティ対策

- (1) ファイアウォールを設置するなど、コンピュータウイルスの侵入、不正アクセス、データの改ざんなどを防止するための対策に万全を期すこと。
- (2) 更新毎にデータ及びシステムのバックアップを行うこと。
- (3) 耐震設備、消火設備及び無停電電源装置等災害対策がとられていること。

## 【4】議会映像インターネット配信

### 1 業務内容

本会議の審議状況を、パソコンはもちろんスマートフォンやタブレット端末で視聴可能とするライブ中継及びビデオ・オン・デマンド方式によるインターネット配信（以下「映像中継」という。）を行う。あわせて配信に要する中継用ホームページの作成も行う。

### 2 映像中継の対象

契約期間中に市議会で開催するすべての本会議とする。

### 3 事務局が行う業務

- (1) 中継画像・音声の提供
- (2) 映像中継の頭出し箇所及び終了箇所の指示
- (3) 映像中継用のエンコード機器操作
- (4) 映像中継システムのライブ開始操作
- (5) 議会ホームページから映像中継用ページへのリンク設定。ただし、設定方法は受託者が指示する。
- (6) カメラ、マイク、テロップ機器の操作
- (7) 録画用機器の操作

### 4 受託者が行う業務

- (1) 映像中継の配信業務（ホスティングサービス）
- (2) 本会議場の中継のためのエンコード機器の保守業務
- (3) エンコード機器の障害発生の監視及び事務局への障害発生の通知
- (4) 映像中継のホームページ作成作業
- (5) 議会日程や質問通告書からの入力及び映像リンク作業
- (6) エンコード機器の映像中継用動画ファイルデータの事務局への提供
- (7) 映像中継及び動画配信サーバの障害監視及び障害回避業務
- (8) 月ごとの映像中継にかかる統計業務
- (9) その他映像中継を遂行するために必要な作業

### 5 中継及び配信期間

#### (1) 映像中継

- ① 映像中継期間は、以下②～⑥による公開開始日から契約期間終了日までとする。  
ただし、事務局の指示により期間を短縮することもある。
- ② 本会議の映像中継開始は、議会開催日（以下、「開催日」という。）の翌日から起算し7日後（閉庁日を除く。）の午後5時までに市長の発言（議案説明等）や議員ごとに部分視聴が可能な映像（以下、「編集済み映像」という。）の配信を行うものとする。
- ③ 上記②に係る編集済み映像は、一般公開をする前に公開と同様の確認画面を作成し、必ず事務局の検査、確認を受けるものとする。
- ④ 上記③の検査の結果、事務局の指示により配信を遅延せざるを得ない場合、受託者の責は問わない。ただし、受託者が遅延を予見しながら、その旨を事務局に告げていない場合は、この限りではない。
- ⑤ 上記④にかかわらず事務局の指示により配信を遅延する場合は、その指示に従う

こと。

⑥ 受託者は、受信した動画・音声データをもとに録画中継用ファイルを作成する。  
また、この動画・音声データをもとに本会議の反訳にも利用できるようにすること。

⑦ 受託者は議会の専門用語、議事の進行状況等に精通し、発言取り消し、議案ごとの動画再生方法など、実際の議会の流れに沿った録画映像の加工ができること。

## 6 開催予定日の通知

議会の開催予定日については、原則として、議会日程が決定次第、速やかに事務局から受託者に通知する。

## 7 受託者の配信環境

(1) 当該サーバを保護するウイルス対策やアクセス制限等のセキュリティ対策が講じられ、かつ迅速に最新の対策に更新されるものであること。

(2) 障害発生時に迅速に対応できるよう、配信システムの動作確認及び設定変更等を自ら行えるものであること。

## 8 エンコード機器から配信サーバへのデータ送信

データ送信には、光回線を利用すること。

(1) 受託者が負担するもの

① 酒田市役所から受託者までの回線及び諸費用。

## 9 映像中継における視聴者への配信条件

(1) 映像中継の視聴は、マルチデバイス(PC、スマートフォン(アンドロイドOS、iOS))に対応したストリーミング方式とすることとし、擬似ストリーミング(プログレッシブダウンロード)は認めない。

(2) 視聴できるブラウザは、Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、macOS(いずれも最新バージョン)とする。

(3) スマートフォンはAndroid、iOSいずれも最新バージョンに対応するものとする。

(4) 利用できる動画ファイル形式は、HTML5Videoでサポートしている形式に対応していること。対応できる動画ファイル形式はmp4(H.264 + AAC)とする。

(5) 映像中継は、同時アクセス数100件を可能とすること。

## 10 映像中継におけるシステム条件

映像中継システム(DiscussVisionSmartを使用する)は以下の条件を実現すること。

(1) 基本的に一画面で映像及び議会日程、発言通告等が見られるよう配置すること。

(2) タッチパネル操作に対応したデザインとすること。

- (3) 映像の全画面表示、サイズ指定が簡単な操作でできること。
- (4) 映像中継時には、スクロールバーにより早送り、巻き戻しが可能なこと。
- (5) 視聴者のデバイスを自動的に検出し、最適なユーザインタフェースに誘導すること。
- (6) 上記(5)を実現するために、利用者に「パソコン版」「スマートフォン版」等画面を選ぶ手間を省いたシステムとすることとし、同じドメイン名(サブドメイン名も含む)を用いたシステムとすること。
- (7) 視聴者のデバイスを自動的に検出し、HTML5環境での最適なフォーマットで配信すること。通信は、インターネット回線上でのHLS(HTTP Live Streaming)等視聴者のデバイスに対応した通信とし、80ポートを使用する。ただし、「パソコン版」「スマートフォン版」それぞれ別個に動画ファイルを作成することは認めない。
- (8) 通告内容等をキーワードで検索ができ、かつ議員名・会派名・期間指定での検索が可能であること。
- (9) 検索結果の表示は、該当箇所が確認できるように色付け等の強調表示ができること。
- (10) 検索結果の一覧画面から表示したい映像だけ選択できること。
- (11) 会議／日程名からはその日の全映像が視聴でき、その日の通告書の氏名欄からはその発言者の映像のところから視聴できること。
- (12) 発言者名のリストから検索ができること。
- (13) 検索結果の一覧画面には議員の顔写真の表示を可能とすること。
- (14) 議会映像画面から市議会で利用している会議録検索画面へ、同様に会議録検索画面から議会映像へ双方向にリンクできること。
- (15) 会議録検索画面と統一したデザインとし、利用者が検索と映像それぞれのページにアクセスしやすいようなデザインとすること。
- (16) アクセス数を自動で集計できる機能を有すること。また、集計されたアクセス数は事務局からも受託者へ依頼することなく、直接利用できること。
- (17) 現在利用している会議録検索システムと連動できる機能を有すること。
- (18) スマートデバイスにて、市章等のショートカットアイコンがホーム画面に作成できること(ホームアイコン機能)。
- (19) 管理画面からトップページのお知らせ欄が更新できること(お知らせ欄の編集機能)。
- (20) 所属議員を五十音順で一覧表示でき、詳細画面では選択した議員の発言をリスト表示できること。
- (21) 事前に準備しておいたデザインを閲覧者が簡単な操作で変更できること(デザイン変更機能)。

## 11 映像中継作業の手順等

- (1) 受託者が設置した機器を事務局が操作して画像・音声信号をエンコードし、光回線を通じて受託者側の配信サーバで利用できるようにする。

- (2) 映像中継用ファイルについては、事務局が別途指定する箇所（発言者名、タイムカウント等で指定）ごとに頭出しを行えるようにすること。
- (3) 映像中継期間の終了後は、バックアップデータ作成後に、速やかに配信サーバ内の映像中継用ファイルを消去すること。

## 12 用意すべき機器等

### (1) 使用機器等

- ① 本業務に要する機器等はすべて受託者が用意するものとし、機器構成及びインターネット通信環境は、画像・音声の品質を確保するための十分な機能（機器の機能は以下②のとおり）を備えていること。
- ② 使用機器等（ソフトウェア含む）は、過去に稼働実績を有しているなど高い信頼性を有している製品を使用し、それらを構成した状態でシステムとして不具合なく作動するとともに、万一、障害が発生した場合、迅速に対処できる製品であること。
- ③ 技術改革の進展及び配信環境の変化に応じ、適宜、使用機器等の更新・見直しを行うこと。

### (2) 設置する機器（ASPデータセンター内）

- ① 可用性向上を目的とした冗長化構成であること。また、システム監視を導入しており、ハードウェア、NW、ソフトウェアにおける障害発生時はデータセンター管理者へ自動通知されること。
- ② 配信サーバは、不正侵入やコンテンツ改ざん等の不正アクセス防止に努め、常に万全のセキュリティ対策を施すこと。
- ③ 配信サーバを設置するデータセンター管理者は、建築物、耐震設備、電源設備、空気調整設備、セキュリティ設備、耐火設備、保管設備、ネットワーク設備、監視設備等が整備された堅牢な施設に設置するものとし、ISMSを取得認証していること。

## 13 障害発生時の対応

- (1) 障害の発生については、事務局又は受託者が発見し次第、相手に通知し、速やかに原因の究明と対応策を検討するものとする。
- (2) 事務局の業務時間内（平日午前8時30分～午後5時）に障害が認められた場合、受託者は、事務局の指示後、速やかに技術者を派遣し、機器の修繕・交換等必要な対応を行うものとする。
- (3) 事務局の業務時間外に障害発生が認められた場合、受託者は、事務局の指示後、技術者を派遣し必要な対応を行うものとする。
- (4) 障害等により、映像中継ファイルの作成に支障が生じた場合には、事務局が別途会議状況を収録したDVD等をもとに、再エンコードを行い、映像中継用サーバに送信する。受託者は、受信した映像中継用ファイルを速やかにインターネットから視聴可能な状

態にすること。

- (5) 発言取り消し部分の音声消去、テロップの消去、静止画の追加など映像中継用ファイルの編集にも対応すること。
- (6) データセンターは、迅速な対応実現のため、平日昼間は技術者が常駐、休日夜間は駆けつけ対応するなどの運用体制をとっていること。
- (7) 受託者は、障害の発生の経緯と処理について、事務局に詳細報告すること。

#### 14 アクセス報告

受託者は、次に掲げるとおり事務局にアクセス報告すること。

- (1) 映像中継は、日別及び時間別に集計したアクセス数を、原則として翌月10日までに報告すること。

#### 15 過去のデータ移行

必要に応じて過去の本会議についてデータを移行すること。

#### 16 保存DVD等の報告

年度末に当該年度分をDVD等に保存し事務局に送付すること。

#### 17 配信開始

議会映像インターネット配信は、本契約開始から2か月以内に配信可能な状態にすること。

#### 18 その他

- (1) 映像中継の画像・音声は、本委託業務以外で使用、複写、譲渡してはならない。
- (2) 県内で議会中継システムの稼働実績を有すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項については、事務局の指示に従うこと。
- (4) 本システムの安定的な運用を行うため、操作方法等について、運用マニュアルを作成し、一連の研修会を実施すること。また、受託者に担当者を置き、本委託業務の円滑な運用に必要な支援を行うこと。
- (5) インターネット配信と庁内配信は、別系統としてそれぞれ個別に配信できること。
- (6) 受託者は本業務のために必要な機器等を設置し、障害が生じないように保守等を行うこと。

### 【5】議場音響・映像システム

#### 1 業務内容

当支援業務の履行に当たり必要な議場での音響・映像システム機器類、及び庁内配信システム機器の稼働に関して、契約期間中、安定した利用を図るため一部の機器を更新した上で既存機器との連動操作を可能にするとともに、定期保守点検を実施しトラブル時のサポート等も合わせて実施する。

## 2 対象機器

別紙機器明細のとおり

## 3 保守内容

- (1) 年2回の保守点検（実施時期は事務局と相談の上決定）
- (2) トラブルサポート対応
- (3) 対象機器のファームアップ対応

## 4 その他

- (1) 現在設置している機器の更新に当たり、既存機器を撤去・処分すること。
- (2) 更新対象機器は、令和8年5月末日までに納入・設置及び既存機器との連動設定を完了させること。
- (3) 更新作業期間中であっても、臨時議会の開催等により事務局から要請があった場合は、既存システム又は代替設備等により会議の進行に支障をきたさない運用体制を確保すること。なお、その際の作業工程の調整については事務局と協議のうえ決定するものとする。

## 別紙

## 議場音響・映像システム機器明細

項	名 称	備 考	仕 様	数量
1	HD インテグレーションカメラ		AW-UE50	3 台
2	変換器	議場内小型モニター用 (残時間表示用)	VPC-SH5	5 台
3	制御システムパソコン本体	OS : Windows11 IoT Enterprise ※制御 PC 用内蔵品	Z4G5	1 台
4	グラフィックカード	※制御 PC 用内蔵品	DeckLink Duo2	1 台
5	ケーブル類	※制御 PC 用付属品	MiniDP to HDMI MiniDP to DVI	1 式
6	拡張ボード	※制御 PC 用内蔵品	RSA-EXP/P4R (RS232C×4 口)	1 台
7	専用ソフトウェア	※制御 PC 用内蔵品、 エンコード機能内蔵	コングレスステーション FHD 最新版	1 式
8	タッチパネルディスプレイ	操作用タッチパネル	P2424HT	1 台
9	庁内配信システム・オンプレミス版 (メーカー現地設定含)	配信サーバ、エンコーダ、 ラックマウントキット	特型庁内配信システム	1 式
10	スイッチングハブ		SWX2110-16G	1 台
11	ルーター		RTX840	1 台
12	HD-SDI 分配器	映像音声関係 1 残時間関係 1	CRO-DVD8B	2 台
13	変換器	HDMI⇒SDI	VC-1-SC	2 台
14	変換器	映像表示モニター用	SHC-D5	2 台
15	無停電装置	議場システム用	Smart-UPS 1500 2U RM	1 台
16	無停電装置	庁内配信システム用	Smart-UPS 1500 2U RM	1 台